

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3356号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<https://www.zck.or.jp/>



薫風そよぐ、八丈島の春 (東京都八丈町)

も く じ

随 情 情 政 活

想 報 報 策 動

- 第34次地方制度調査会第3回専門小委員会に濱館行政委員会委員が出席……………(2)
- 地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業立ち上げ支援……………(9)(8)(3)
- 「ローカルスタートアップ」の推進……………総務省地域力創造グループ地域政策課……………(9)(8)(3)
- まちむらの魅力発信……………(9)(8)(3)
- 町村かわら版……………(9)(8)(3)
- 新たな感動とつながり……………(9)(8)(3)
- 持続可能なまちづくりに向けて……………(9)(8)(3)
- 岐阜県北方町長 戸部 哲哉……………(12)

コラム

地域づくりと「試行錯誤」

明治大学農学部教授

小田 切 徳美

最近、出会った二つの声を紹介しよう。ひとつは、中国地方で買物弱者対策等を実施する著名な団体の代表者の発言である。「視察で話を聞かれても、成功したことしか言わないが、実はその何倍も失敗している。失敗したら謝れればいい。私は平気で地域の人に『ごめんなさい』と言っている。仲間もそれをとやかく言わない」。

もうひとつは、北陸地方の花きの産地形成を支援した農業改良普及センターの報告である。「新規就農者の受け入れなどさまざまなアイデアを農業者間で出してもらい、まずは手探りでいろいろと取り組んだ。行きつ戻りつを積み重ねることで、メンバー(生産者)も本気になり始め、徐々に方向性も見えてきた。これらの動きを読者はどのように感じるだろうか。一部の方は「失敗」や「手探り」など、当初計画が甘いから出てきた言葉であり、避けるべき展開だったと言いかもしれない。しかし、地域が直面している問題は以前と比べて、ますます複雑になり、また環境変化のスピードも速くなっている。その中で、このような対応は、むしろ当たり前になってきているように思われる。

研究サイドからの言及もある。地域に生じる環境問題に対して、環境社会学には対応過程の試行錯誤や失敗を資源化しながら、プロセスそのものを維持し続けることが重要だと

いう議論がある。これは「順応的ガバナンス」と呼ばれている(宮内泰介等編「複雑な問題をどう解決すればいいのか」)。

同じような指摘は、公民館研究などの社会教育学にもある。地域の未来のあり方はよくわからないことを前提に、地域づくりでは、一つずつ試しながら、未来を形づくる必要がある。そこで求められているのは目標達成型ではなく、試行錯誤型のプロセスだと言われている(牧野篤「自己」が在るとはどこといっていいか)。

農山漁村の地域づくりやそれを支援する政策でも、こうした順応型、試行錯誤型のプロセスの奨励を意識してもよいのではないだろうか。そのためには仕組みが多面的に求められる。例えば、①プロジェクトに小さな社会実験的な要素を積極的に取り入れる自由度があること ②活動に寄り添い、柔軟な軌道修正を助言できる伴走者が存在すること(集落支援員や中間支援組織)、③事業評価を計画の修正を含めてプロセス全体について行うこと、④地域内でも「失敗」を許容する文化(雰囲気)を作りだすことなどである。

もちろん、これらがすべての領域に当てはまると思わない。しかし、順応や試行錯誤を意識した政策支援もあるべきであろう。少なくとも、当初計画の形式的な精緻化を競い、その完成度により優先的に財政支援するという時代でないことは間違いない。

写真キャプション

東京の南方約287km、羽田から空路で約1時間の距離に位置する八丈島。八丈富士の麓でフリージアが見頃を迎える頃「八丈島フリージアまつり」が開催される。期間限定の花の摘み取り体験や郷土芸能、黄八丈の着付け体験などが楽しめるほか、島スイーツを味わえるフリージアカフェも登場し、春の陽気のなか多くの人で賑わう。

全国町村会

第34次地方制度調査会 第3回専門小委員会に 濱舘行政委員会委員が出席



▲濱舘行政委員会委員（WEB出席）

濱舘行政委員会委員は、介護分野における専門人材の不足や介護認定件数の増加に伴う事務負担の増大、また道路・上下水道等インフラの維持管理について点検業務の外部委託実施など、中泊町の実情を説明した。そのうえで、その他の行政事務を含めて、デジタル技術の活用や近隣市町村との広域連携、民間委託等の外部化を図るなど、自主的に工夫して

事務処理を進めていることについて説明した。さらに、全国には926の町村があり、各団体はこれまでも地域の実情を踏まえ、地域に合った手法を自ら選択して行政運営に当たってきており、今後の地方制度調査会の議論においても各団体が自ら考え判断し、選択できる仕組みとすることを大前提とするよう求めた。

令和8年3月30日、第34次地方制度調査会第3回専門小委員会が開催され、地方公共団体の各行政事務の持続可能性の確保の観点から、現行の執行上の課題などについて意見聴取が行われた。本会からは濱舘豊光行政委員会委員（青森県中泊町長）がWEB出席し、意見を述べた。なお、濱舘行政委員会委員のほか、石田秋田県大館市長、阿部長野県知事、大城沖縄県副知事が意見を述べた。

政 策

地域の資源と資金を活用した 地域密着型の新規事業立ち上げ支援 ～ローカルスタートアップの推進～

総務省地域力創造グループ地域政策課

1. はじめに

総務省は、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業の立ち上げ（以下「ローカルスタートアップ」という。）を推進している。特に「ローカル10、000プロジェクト（国庫補助事業）」については、近年申請件数が増大してきており、令和7年度には制度創設以来最高となる年間1008件のプロジェクトが採択されたところである。令和8年度も物価高騰等を踏まえた公費助成額の上限引上げや予算額の増額等により、さらなる支援件数の拡大を進める予定である。

また、国庫補助の要件を満たさないローカルスタートアップ事業や、事業を立ち上げる準備段階に関する自治体負担についても特別交付税措置を講じており、本稿であわせてご紹介させていただく。

ローカルスタートアップの推進は、当該企業はもちろんのこと、地域資源の活用・賑わい創出・雇用効果などさまざまな効果を地域にもたらすので、ぜひ各自治体におかれては本稿の制度も活用いただきたいながら、積極的に推進していただきたい。

2. ローカル10、000プロジェクト（国庫補助事業）

（地域経済循環創造事業交付金 令和7年度補正予算 21・2億円 令和8年度当初予算案 6・7億円）

「ローカル10、000プロジェクト（国庫補助事業）」は、総務省が展開する国費を活用したローカルスタートアップ支援施策である。

本プロジェクトの対象は、①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応（公共的な課題の解決）、③地域金融機関等による融資、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件に総務省の有識者の審査を経て該当すると認められた事業となっている。

自治体が、ローカルスタートアップの立ち上げにあたり、必要な初期投資額と金融機関の融資可能限度額との差額を補助して支援を行った場合に、当該自治体に「地域経済循環創造事業交付金」として国費を交付（原則、自治体による補助額の1/2、条件不利地域については財政力0・25以上の場合には補助額の2/3、財政力0・25未満の場合は補助額の3/4に引上げ）することにより、資金面から支援を行うこととしている。

中でも「重点支援」の対象については、自治体による補助額に対する国費

交付率のかさ上げを行うこととし、令和8年度は、「地域脱炭素に特に関連する事業」、「女性・若者の活躍に特に関連する事業」については補助率を3/4に引き上げることとしている。

自治体の財政負担については、特別交付税措置（措置率0・5）を講じており、実質的な自治体の財政負担を大幅に軽減している。

本プロジェクトは、創業支援等事業計画に基づいて実施されるものであるが、この地域経済循環創造事業交付金は、その中でも最も強力な創業支援策である。一旦事業が立ち上がると、地域で雇用を創出し、地域の原材料を購入することで、地元にも資金還元した上で、毎年の営業利益が黒字になることは十分期待できるものの、初期の設備投資の資金を金融機関からの借り入れで賄うには十分でないビジネスモデルがあったとする。借入返済の原資は、税引き後利益と減価償却費（本来は将来の再投資のために留保すべき資金）であり、金融機関の融資可能額は限度がある。これを超える初期投資額が必要な場合、自己資金による出資を求められる。しかし、人口減少が見込まれる地域での将来見通しは厳しく、出資の増加が実現することは厳しい。その結果、せっかくのビジネスモデルが放置されてしまうことになる。

政 策

そこで自治体が、必要な初期投資額と金融機関の融資可能限度額との差額を補助して事業の立ち上げ支援を行った場合に、その自治体に交付されるのが地域経済循環創造事業交付金である。地域の資金循環を拡大するため、民間事業者等が地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額と同額以上であることを要件としている。

公費交付額の上限額については、昨今の物価高騰への対応や、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、令和8年度から、「原則として3,000万円、融資額が公費交付額の2倍以上3倍未満の場合は上限4,000万円、同3倍以上4倍未満の場合は上限5,000万円、同4倍以上の場合は上限5,500万円」と改定した。

経済産業省関係の補助金と比較すると、施設整備・改修費、備品費が対象となっていること、融資の割合に応じて補助上限額が最大5,500万円と比べており比較的大規模の事業にも対応できること、が特徴である。なお、数百万円程度の小規模事業にも対応しており、実際に300万円程度の補助額となった実績もある。また、地方創生関係の交付金と比較すると、補助率について、条件不利地域では最大3/4まで、地域脱炭素、女性・若者

活躍に関する事業では3/4まで引き上げることができることが特徴である。ケースに応じて、経済産業省関係、地方創生関係の補助金を活用するよりも、本プロジェクトの方が有利な支援を受けられることになる。

本プロジェクトについては、自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することによって大幅に案件の掘り起こしが進んでおり、令和5年度は年間23件の交付決定であったのに対して、令和6年度は82件、令和7年度は108件と制度創設以来過去最高の交付決定件数となった。それにあわせて予算額も増えており、令和7年度補正予算で21.2億円、令和8年度当初予算案で6.7億円をそれぞれ計上している。

本プロジェクトの申請は、随時受け付けているため、各自治体においては柔軟に案件組成を進めていただき、前広な相談について、遠慮なく総務省地域政策課までご連絡いただきたい。なお、総務省のホームページにおいて本プロジェクトの概要や活用事例、申し込みの流れをわかりやすく記載した動画やパンフレット等を掲載している。
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html)
(資料1、2)

ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)

R8当初予算額 6.7億円

R7補正予算額 21.2億円

(R7当初予算額 6.2億円)

○ 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援

○ ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性(新規事業) ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム

民間事業者等の初期投資費用 (施設整備・改修費、機械装置費、備品費等)

公費による助成

国費

地方費

地域金融機関による融資等※1
(原則無担保※2)

※1 地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング、ふるさと融資を含む
※2 交付金事業により取得する財産には担保設定可能

自己資金等

1/2 国費

1/4 特別交付税

1/4 実質的な地方負担

助成上限額 (自治体→事業者) (R8拡充)

融資/公費	公費による助成上限額
4倍~	5,500万円
3倍~	5,000万円
2倍~	4,000万円
1倍~	3,000万円

交付率 (国→自治体)

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域 (1,113団体) のうち、
財政力0.25~0.5 2/3
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4
(地域脱炭素、若者・女性活躍)

POINT

- 交付金の申請主体は自治体 (都道府県・市区町村※)
- 申請は随時受付 (問合せ専用ダイヤルを設置)
※創業支援等事業計画の作成が必要 (R7.12月時点で1,555市区町村が作成済)
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円 (大規模事業対応可)
- 全ての産業分野で活用可能

▲資料1

政 策

ローカル10,000プロジェクト 令和8年度制度改正について（公費助成の上限額等の見直し）

- 公費（国費＋地方費）による助成の**上限額を増**（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、「**融資／公費**」比率と**公費助成の上限額を見直し**（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「**地域脱炭素**」、「**若者・女性活躍**」
- 本制度改正は、**令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2**

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、**令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合**には、交付申請が令和8年度となっても、**従前の上限額を適用**（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）することが可能

公費（国費＋地方費）による助成

地域金融機関による融資等
（原則、無担保融資）

自己
資金等

（現行）

融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000万円
1.5倍～	3,500万円
1倍～	2,500万円

（改正後）

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

「融資／公費」比率と
公費助成の上限額を見直し
最高5,000万円→5,500万円

公費助成の上限額を増
原則2,500万円→3,000万円

▲資料2

対象事業は、①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応（公共的な課題の解決）、③融資・クラウドファンディング等、④新規性（新規事業）の要件に自治体の外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業としている。地方単独事業については、先進事例・優良事例の横展開を図る事業や先進的とは言わないまでも地域課題への対応に資する事業などに柔軟に対応できるよう、国庫補助事業と異なり、モデル性は問

わないこととしてるのが特徴である。また、対象経費については、国庫補助事業が施設整備・改修費、機械装置費、備品費といったハード経費を対象としているのに対し、地方単独事業はこれらのハード経費に加えて、広告宣伝費や商品開発費といったソフト経費も対象としている。

特別交付税措置の対象経費の上限額については、「融資額が公費交付額の同額以上の場合は上限1,500万円、同0.5倍以上同額未満の場合は上限800万円、同0.5倍未満の場合は上限200万円」となっている。国庫補助事業と異なり、融資額が公費交付額の同額未満の場合も対象としている。市町村の民間事業者等への補助事業の補助上限額を調査したところ、1件当たり100万円程度の団体が大半であったが、さまざまなニーズに対応できるよう、融資額が小さい場合でも1件当たり200万円まで、融資額が大きい場合は1件当たり1,500万円まで対応できるようにしている。

また、国庫補助事業は、融資に当たっては、無担保（交付金事業による取得財産への担保権設定は除く。）を条件としているが、地方単独事業については特に条件は設けていない。金融機関の方からは無担保融資の条件が厳しいとの意見を聞くことがあるが、地



政 策

方単独事業については、担保付融資の場合についても特別交付税措置の対象となる。

このように、地方単独事業については、既存事業の横展開などモデル性が低いものや、大きな設備投資を伴わない少額のもの、融資額が小さいもの、担保付融資のもの、ソフト経費が中心となるもの等にも柔軟に対応できるようになっている。

市町村においては、現在、民間事業者等への補助事業としてさまざまな事業が行われているが、この機会に改めて、既存の地方単独事業を見直し、本プロジェクトを活用することを検討いただきたい。〈資料3〉

4. ローカルスタートアップに係る特別交付税措置

政府では、令和4年を「スタートアップ創出元年」として、スタートアップ振興を強力に推進しており、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人が成長の恩恵を受けられるようになるため、市場だけでは進みにくい分野であるスタートアップの育成を、官民挙げて大規模に実行することとしている。

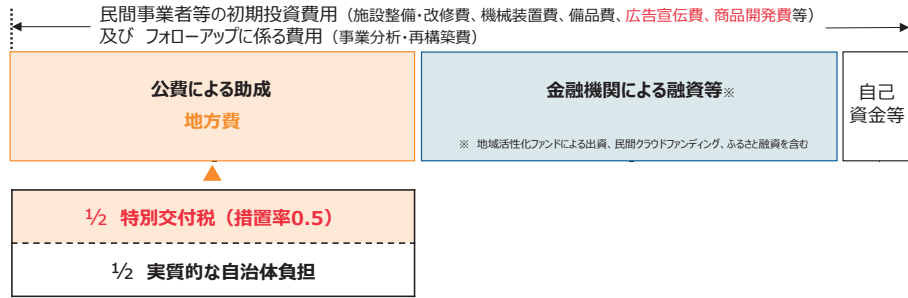
また、創業形態を分析してみると、融資や大規模投資を必要としない創業が多数であるが、これらの中には地域経済の活性化等に資するものも多くある。

ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業)



- ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
 - ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性(新規事業)の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象
- ※国庫補助事業と異なり、①~④の要件を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



助成上限額(自治体→事業者)

融資/公費	公費による助成上限額
1倍~	1,500万円
0.5倍~	800万円
0.5倍未満	200万円

POINT

- 国庫補助事業と比べ、以下の要件が緩和されており、市町村の裁量でより柔軟な創業支援が可能
- ・モデル性は問わない
- ・融資額が公費による助成額未満でも対象
- ・金融機関からの担保付き融資も可
- ・ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費等)も対象

▲資料3

ることから、従来のローカル10,000プロジェクトが対象としてきた設備投資以外にも支援の射程を広げ、地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業を支援し、地域発の経済好循環を作り出していく意義は大きい。このような多様な創業を幅広く支援していくため、令和5年度から、事業の企画段階、立ち上げ準備段階を支援する「ローカルスタートアップに係る特別交付税措置」を講じている。

まず、事業の企画段階は、創業の意思はあるものの、これからどのような事業を立ち上げようかを検討する段階の支援である。この段階では、関係者間での打ち合わせや、関係者に対する研修、イベントの企画運営等を行うことが想定される。そのため、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の作成に係る経費、創業塾、創業セミナー、研修に係る経費、ビジネスコンテスト、創業コーディネーターの設置に係る経費について特別交付税措置を講じている。

次に、事業の準備段階は、事業構想を決定した後の手続き段階の支援である。この段階では、地域脱炭素等に係る調査分析、地域資源の調査分析、ビジネスモデル検討のほか、事業開始を見据えて法人設立の手続きやオフィス借り入れ等を行うことが想定される。

政 策

そのため、地域資源の発掘や活用方法の分析に係る経費、ビジネスモデル構築のための調査・シミュレーション経費、法人設立等に係る経費（定款や登記簿、社会保険・税務関係書類作成等）、オフィスの賃借等に係る経費（賃賃料、インキュベーション施設借上料）について特別交付税措置を講じている。なお、オフィスの賃借等に係る経費については、これまでは1団体当たりの上限額を100万円とされていたが、令和7年度から、1団体当たりの上限額を500万円、1事業当たりの上限額を100万円とすることとしている。

本措置の特徴は、措置率が0.8となっていることである。一般的な特別交付税の措置率は0.5とされているが、ローカルスタートアップについては、地域での新規事業立ち上げの重要性に鑑み、特に手厚い財政措置を講じている。

市町村においては、現在、創業支援の取組としてさまざまな事業が行われているが、この機会に改めて、本措置を活用することを検討いただきたい。

〈資料4〉

【お問い合わせ先】

総務省地域力創造グループ地域政策課

電話 03-5253-5523

メール chisei@soumu.go.jp

ローカルスタートアップ支援制度 【事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置】



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（ローカルスタートアップ）を支援
- 事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階において、交付金による支援及び特別交付税措置を実施

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,555市区町村（R7.12月時点））

支援制度の内容

① 事業の企画

特別交付税
（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

② 立ち上げ準備

特別交付税
（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃賃料、インキュベーション施設

③ 事業立ち上げ

交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
※モデル性を有するもの

特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費

▲資料4

客室の広さ内

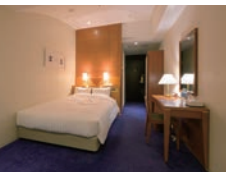
SINGLE ROOM

シングル 119室



DOUBLE ROOM

ダブル 12室



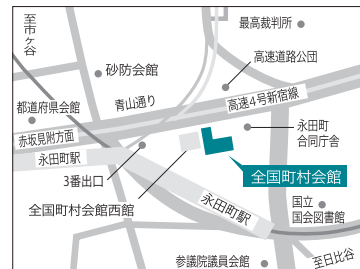
TWIN ROOM

ツイン 18室



和室もご用意しておりますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。



●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約7分

ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

Webサイト URL <https://www.zck.or.jp/kaikan/>

まちむらの魅力発信!



全国926町村には、それぞれにその場所ならではの輝く資源があります。そのまち、そのむらが、今発信したい魅力を紹介していきます。



香川県
土庄町の
金ごまの栽培

農 業
ごまでつながる
持続可能な島を目指す



小豆島の西北部と、豊島、小豊島、沖之島からなる土庄町。瀬戸内海を望む風光明媚なこの地は、「ごま油の製造で知られるかどや製油株の創業の地」です。
2024年、土庄町と「かどや製油(株)」の地元の生産者「小豆島陽当の里伊喜木」が連携し、「ごまのみらい小豆島プロジェクト」が発足しました。このプロジェクトは、「ごまでつながる持続可能な島」を合言葉に、遊休農地を活用して金ごまの栽培に取り組んでいます。
畑では、「小豆島陽当の里伊喜木」のメンバーが中心となり、種まきから収穫まで一連の作業を行います。小学生の体験学習では、乾燥させたごまの束からごまの実を取り出す農業体験や、かどやの工場見学を実施。収穫したごまは給食にも提供され、自分ですり鉢ですって食べるという体験は子どもたちにとって貴重なものとなりました。

秋田県
小坂町の
十和田湖

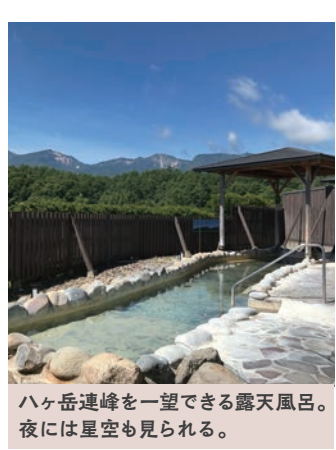
景 観
巨木の森を散策して
雄大な大自然を体感

明治から大正にかけて、東洋一と称されるほどの鉾山の町として栄えた小坂町。雄大な大自然を誇る「十和田八幡平国立公園」の十和田湖に面する町でもあります。
十和田湖は約20万年前に始まった火山活動による陥没で形成された「二重カルデラ湖」です。秋田と青森の県境に位置し、戦前から日本八景の一つに数えられている北の名勝地でもあります。青森県側の奥入瀬渓流が広く知られていますが、秋田県側の小坂町でも「道の駅十和田湖」の整備を契機として、西湖畔エリアの再整備が行われてきました。西湖畔の遊歩道では、湖面を渡る四季折々の風を感じながら散策が楽しめます。樹齢1000年を超えるカツラをはじめ、ブナやホオノキといった巨木の森、トクサの群生地、可憐な山野草など、豊かな自然を間近に感じられるのが魅力。ゆったりとした時間の中で、気軽に大自然を堪能できるスポットです。



長野県
小海町の
八峰の湯

温 泉
観光の拠点となっている
日帰り温泉施設



八ヶ岳の東麓に位置する小海町。冬は完全結氷する松原湖でのワカサギ釣りやスキー、夏はキャンプや登山など、豊かな自然に魅せられて1年を通して多くの観光客が訪れます。
2007年にオープンした町営の「日帰り温泉施設「八峰の湯」」は、毎日訪れる地元客がいる一方、こうした観光の拠点になっていきます。八ヶ岳が眼前に広がる露天風呂、美肌によい泉質の源泉かけ流し、遠赤サウナ、地元の食材を使った食事が人気で、全国の温泉年間ランキングの上位に入るほど。
近年のサウナブームを受けて、2年ほど前から熱波ロウリュウサービスを実施。人気の熱波師を呼んだサウナイベントも開催し、大いに盛り上がりつつあるのだとか。今年は累計入館者数が300万人に達する見込みで、お祝いイベントを考案中です。

情 報



仮設住宅に使用されるムービングハウス、学童保育所に活用 播磨・蓮池小、利用希望の増加に対応 (兵庫県播磨町)

学童保育のニーズ急増を受けて、兵庫県播磨町は災害時に仮設住宅として使う移動式木造住宅(ムービングハウス)を建設し、蓮池小学校に四つ目の学童保育所を開設した。業界団体と昨年結んだ災害時の協定から同ハウスの活用案が浮上。1年間仮設で運営しながら校内に新たな建屋を建て、2027年度に本格オープンさせる計画という。

■受け入れ可能な226人の枠に240人の応募があり対応協議 完成したムービングハウスは、木造平屋の幅6メートル、奥行5メートルの一間で、最大24人の児童を受け入れられる。壁や天井など内部には木目が広がり、木の香りが漂う。畳やロッカー、机、テレビなどを置き、放課後や土曜日に5、6年生が利用する。建設は、協定に参画する住環境サービス会社「SIC」(加古川市)に協力を仰いだ。1年間のレンタルで建設から撤去までの費用は約475万円。

町は25年度、同校で第1〜3の学童保育所を運営。受け入れ可能な計226人の枠に対し216人が利用したが、26年度も枠内で対応できると見込んだが、昨年度秋の募集に240人の応募があったことから対応を協議。同校校舎の利用も検討したが、出勤者が少ない土曜日の不審者対策などの安全面や教室の確保に課題があった。町は昨年6月に業界団体などと結んだ協

定に着目し、課題の浮上から半年足らずで建物を完成させる異例のスピード感で、学童保育の待機児童ゼロにこぎつけた。

26年度は、同校の体育館西側駐車場の一部(約160平方メートル)に鉄骨2階建てを新築。27年度は仮設の同ハウスを閉鎖した上で、同保育所を新たな建屋に移設する予定という。

佐伯謙作町長は「利用希望の増加を読み切らずにピンチを招いたが、SICの協力で間に合わせる事ができた。同ハウスは仮設住宅など災害対応のほか、店舗やオフィスで使われているというが、SICの芝本忠雄社長は「学童保育所での利用は初めてではないが、素晴らしい用途で、なんとか協力させてもらった」と話した。

放課後や土曜日に児童を受け入れる学童保育の希望者は増加傾向にある。播磨町内4小学校のうち、蓮池小での学童保育を希望する児童数は2026年度は240人と、22年度から49人増えた。一方、同校の児童数(26年度当初見込み)は697人で22年度から62人減っている。

町内全体でも児童数は減少傾向。26年度当初見込みは2004人で、22年度から126人減少の一方、26年度の学童保育を希望する児童数は556人と、22年度に比べて72人増えた。核家族化の進展や共働き世帯の増加などを背景に、学童保育へのニーズが高まっているとみられる。

若桜町 車内遠隔受診開始 集落赴き診療所つなぐ (鳥取県若桜町)

鳥取県若桜町は3日、行政サービスを提供する「マルチタスク車両」を活用した移動オンライン診療を始めた。マルチタスク車両による移動診療の本格導入は鳥取県内初。自宅前に止めた車の中で診察を受けたり、薬を処方してもらったりすることが可能となる。

同町は住民の約半数が高齢の単身世帯や夫婦のみの世帯となっており、公共交通機関以外に移動手段を持たない世帯も少なくない。加えて山間部は冬季の積雪が多く、

通院が難しくなるケースもある。町は安定的な医療サービスを提供しようと、集落内でオンライン診療を受けられる体制を整えることにした。

導入されたのは、全国初となる普通乗用車型のマルチタスク車両。狭い路地も通行可能で駐車もスペースを取らず、四輪駆動のため雪道にも強い。乗降を助けるステップも準備されている。

車両は町職員が運行し、わかさ生協診療所の看護師が同行。タブレット端末によるビデオ通話で同診療所や調剤薬局をつなぎ、患者の自宅前で医師や薬剤師が診察や服薬指導を行う。車両には遠隔聴診器や血中の酸素濃度を測るパルスオキシメーターなどの機材が搭載され、基本的な診察を行うことができる。

聴力が弱い高齢者に配慮し、タブレット端末には医師や薬剤師の言葉が字幕で表示される。処方薬は診療の翌日以降に郵送で届く。診療の対象となるのは、症状が落ち着いている慢性期疾患の患者。患者の希望を受けて移動診療可能か、同診療所の医師が判断する。

3日は同町吉川で初めての診療が行われた。月に1回、同診療所で診察を受けている岡本芳野さん(86)は「足が自由なので助かる。これからも利用させていたきたい」と話した。

町は今後、車両を活用してさまざまな行政サービスを提供する予定。車両に搭載する衛星通信機能を活用し、災害時の避難所で携帯電話の通信環境を整えるほか、移動診療の様子を見守った上川元張町長は「

今後は市内の医院などにも協力を取り付け、町内にはない小児科などの診療も導入できれば」と意欲を示した。

(2026年4月4日・日本海新聞)

外国人、障害者と円滑に意思疎通 福岡・福岡市が字幕表示システム 端末に翻訳・図解など即時に (福岡県福岡市)

福岡県福岡市は1日、外国人や聴覚障害者、高齢者と円滑に意思疎通できる字幕表示システム「Cotopai(コトパット)」を町役場(同町金田)に本格導入した。タブレット端末に日本語で話した言葉を翻訳した字幕や、提示を求める身分証明書の画像を瞬時に表示でき、効率的な手続きや案内につなげる。担当者は「全ての人に優しい窓口を目指す」と話す。

コトパットは京セラが開発。134の言語に翻訳でき、耳が自由な人には日本語の字幕を示して説明する。「フロア」と言うと1階窓口の見取り図が出てくるなど図解や動画を簡単に表示できる。自治体のほか、宿泊施設や駅窓口での導入例が多いという。

これまで町は、英語が話せる職員を呼んできたが、私用端末のアプリを活用したりしてのいでたが、スムーズで適切な窓口業務を行うため、町職員でつくる業務改善ワークショップが導入を提案。3月9日から試用を始め、転入届を出すペトナム人の対応でも問題なく使えたという。

端末は1階の総合窓口に1台を準備し、職員が操作する。インターネットに接続できれば、持ち運んで使うこともできる。今回の取り組みは、窓口の利便性向上や情報提供の効率化を、図「ふくちスマートインフォメーション事業」の一環。行政情報を発信する大型画面(100インチ)の設置を含め、国の助成を受けて約380万円を整備した。町住民課窓口係の稲垣陽太郎係長は「字幕なら間違えて伝わるリスクも減らせる」と利点に期待している。

(2026年4月3日・西日本新聞)

47行政 logo and QR code with text: 本コーナーの記事は施策立案にも役立つ47行政ジャーナルの許諾を受けて掲載しています。 https://47gyosei.jp/

地方公共団体金融機構

地方財政や金融に関する研修・セミナーを実施します！

自治体運営の参考として、地方財政や金融に関する各種の研修・セミナーを実施しています。基礎から専門的な知識の習得、最新の動向の把握など、ニーズに応じてぜひ積極的にご活用ください。

JFM 地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

実務担当者の生の声が聞ける！



日 帰 り

地方財政や地方公営企業に係る関心の高いテーマについて、国における最新の動向や、先進的な取組事例を紹介します。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM 地方財政セミナー	令和8年7月30日(木)	東京会場 (JA 共済ビル)	地方公会計に基づく財務書類等の活用方法や、公共施設等の適正管理といった、地方財政に係る関心の高いテーマなど
JFM 地方公営企業セミナー	令和8年7月31日(金)	東京会場 (JA 共済ビル)	「公営企業のDX・広域化」や「公営企業の経営改善(上下水道)」といった、地方公営企業に係る関心の高いテーマなど

宿 泊 型

地方公営企業等の担当職員(初任者~中堅職員)を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM 地方公営企業セミナー	令和8年6月3日(水)~5日(金)	全国市町村国際文化研修所(JIAM:滋賀県)	地方公営企業の基本的な制度の概要及び財務会計制度、経営戦略の改定などについての講義・演習

資金調達・資金運用に関する研修

日帰りと宿泊型選べる2つの学び方！



日 帰 り

資金調達や資金運用の基礎を短期間で学びたい職員を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達入門研修	令和8年7月2日(木)	大阪会場(TKPガーデンシティ PREMIUM 大阪梅田新道)	借入金利の見方、借入金利の分析、銀行等引受債の借入交渉、日本経済の見方、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和8年8月20日(木)	東京会場(JA 共済ビル)	
資金運用入門研修	令和8年7月3日(金)	大阪会場(TKPガーデンシティ PREMIUM 大阪梅田新道)	資金運用商品の種類と特徴、資金運用のリスク管理、資金運用の手法、銀行の現状と指定金融機関、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和8年8月21日(金)	東京会場(JA 共済ビル)	

宿 泊 型

資金調達と資金運用を基礎から専門的な知識までじっくり学びたい職員を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達・運用・財政分析の集中講座	令和8年7月22日(水)~24日(金)	全国市町村国際文化研修所(JIAM:滋賀県)	資金調達入門、資金運用入門、資金調達・運用に関する取組(事例発表)、グループワーク、演習など
	令和8年9月16日(水)~18日(金)	市町村職員中央研修所(JAMP:千葉県)	

- 講師は自治体ファイナンス・アドバイザー(金融の専門知識や実務経験を有する金融機関出身のJFM職員)です。
- 日帰り研修の内容はオンラインでも実施します。【資金調達:令和8年12月2日(水)/資金運用:3日(木)】詳細は地方自治研究機構 Web サイトでご確認ください。
- 日帰り研修、宿泊型研修、オンライン研修は一部内容が重複しています。

お知らせ

- 最新の情報は機構 Web サイトでご確認ください。
- お申し込みは機構 Web サイトにて受付けます。(宿泊型研修はJIAM、JAMPのWebサイト)



地方公共団体金融機構 研修

検索

<https://www.jfm.go.jp/support/development/training/index.html>

お問い合わせ先

- ☎ セミナー: 支援企画課: 03-3539-2676
- ☎ 研修: ファイナンス支援課: 03-3539-2677
- ✉ chihoushien@jfm.go.jp (共通)

情 報

地方公共団体金融機構

【地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業】 令和8年度の派遣申請を受付中！

地方公共団体が直面する課題の解決を図るために、総務省と地方公共団体金融機構の共同でアドバイザーを派遣する事業を実施しています。 **無料（予算措置不要）** ですので、いつでもお気軽にご活用いただけます。

活用団体の声

ご活用いただいた団体からは、「**予算措置なしでアドバイスを受けられることはありがたい**」「下水道使用料改定案について、**担当者に寄り添った技術的なアドバイスをいただけたことで、適切な料金水準に改定することができた**」といった声をいただいています。

お知らせ

令和8年度のアドバイザー派遣にかかる申請を令和8年3月2日（月）から受付を開始しました。ぜひ積極的にご活用ください！

1 事業概要

地方公共団体等の要請や状況に応じて、公認会計士、学識経験者等 **約900人の専門的アドバイザー**がみなさまをサポートします。**複数回の派遣**も可能ですので、それぞれのニーズに応じて、ぜひご活用ください。

(1) 支援分野 ※⑩は啓発・研修事業のみで実施

アドバイザーを派遣する支援分野	
① 公営企業・第三セクター等の経営改革 ・DX・GXの取組 ・経営戦略の改定・経営改善 ・公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 等	
② 公営企業会計の適用	
③ 地方公会計の整備・活用	
④ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)	
⑤ 地方公共団体のDX ・情報システムの標準化・共通化 ・DXの機運醸成 ・外部デジタル人材の確保 ・消防防災DX ・AI・RPAの利活用の推進 等	
⑥ 地方公共団体のGX	
⑦ 地方公共団体間の広域連携 ・公共施設の集約化等 ・専門人材の確保 ・事務の共同実施	
⑧ 地方税務行政のDX等 ・課税事務の効率化 ・徴収事務の効率化	
⑨ 地方創生の取組 ※好事例の横展開を行うもの ・持続可能な生活環境の創生 ・地域経済の高付加価値化 ・若者・女性から選ばれる地域づくり ・地域への人の流れの創出	
⑩ 首長・管理者向けトップセミナー	

(2) 支援の方法

地方公共団体・公営企業に対して派遣	
1 課題対応 アドバイス 事業	地方公共団体・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣
都道府県に対して派遣	
2 啓発・ 研修事業	都道府県が市区町村・公営企業等の啓発のため、支援分野の研修を行う場合に派遣

2 申請期間（令和8年3月～9年1月末）

● **令和8年度も切れ目なく申請を受け付けます。**

※派遣日程等は、申請受付後でも変更可能です（活用が見込まれる場合には、計画ベースで申請を行っていただいて差し支えありません。）

3 実績

- 全国の地方公共団体の**約70%**が活用
- 令和7年度のアドバイザー派遣は**約5,200回**

1 申請あたり約4回！

- 機構 Web サイトにおいて、「実施の手引き」など、関係資料を掲載中！
- 活用事例も紹介しています。ぜひご確認ください。



※申請に際しては、本事業の Web システムをご利用いただけます。システムの使い方等については、下記 Web サイトで公表しているマニュアルを参考にしてください。

▼ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

経営・財務マネジメント強化事業

検索

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keiezaimu.html>



お問い合わせ先

☎ 地方支援部 支援企画課：03-3539-2676

✉ chihoushien@jfm.go.jp



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

北方町は岐阜県の南西部、濃尾平野の北端に位置し、東に岐阜市、北西に本巣市、南に瑞穂市へと隣接しています。町域は東西1・85km、南北4・2km、面積は5・18km²と、南北に細長い形状となっています。行政面積は県内では1番、全国の市区町村でも9番目に小さく、中部国際空港(セントレア)とほぼ同じ大きさしかありません。しかし、令和7年12月末現在の人口は18,551人と、県内一人口密度が高い町でもあります。町内には一級河川の天王

歴史を紐解くと、本町は、明治22年の町村制実施に伴い北方町としてスタートして以来、約140年が経過しています。古き伝統や歴史に育まれた文化の町でもあり、弘法太子が西暦811年に創建した名刹「円鏡寺」には、木造聖観音立像や木造不動明王立像、楼門など貴重な文化財が数多く残され、これらは、国の重要文化財に指定されています。安土・桃山時代には織田、豊臣、徳川

きます。また、昨年には東海環状自動車道の西回りルートが開通し、高速道路網へのアクセスがさらに向上しています。このように恵まれた立地条件により、名古屋市をはじめとする中京圏域における優良な住宅都市として、今後ますますの発展が見込まれるところです。

さて、折しも当町では、令和7年3月に、今後8年間の行政指針となる第8次総合計画を策定したところです。本町はこれまで、社会環境の変化や地域課題に対応しながら、住

人や地域、歴史や文化等が将来に向けてより磨かれていくよう、本町の将来像を「新たな感動とつながり未来輝く北方」と定め、より一層魅力のあるまちづくりを進めてまいります。そして、具体的には「安全・安心で誰もが暮らしやすいまち」、「歴史・伝統と利便性が調和するすみやすいまち」、「持続可能な未来に向けたつながりのあるまち」という3点を、まちづくりの基本姿勢として掲げています。



新たな感動とつながり

持続可能なまちづくりに向けて

岐阜県北方町長

戸部 哲哉

川、糸貴川と普通河川の長谷川などが南北に流れており、大きな山や谷もなく、町内ほぼすべてが平坦な地形となっています。

また、北方町は、民間調査機関が発表している「街の住みこころランキング」において、6年連続で岐阜県内1位に輝いています。最近では、生活利便性が高い、住みよい街としての評価が定着しており、県内ほとんどの市町村が人口減少問題に悩む中、北方町の人口は現状維持で推移しています。

とも呼ばれました。これらの古きよき伝統や文化を守りながら、近代では、土地区画整理事業及び土地改良事業により土地の形態や、生活の根幹となるライフライン(上下水道)及び都市計画道路・公園等を整備するとともに、教育や社会福祉をはじめとする住民の住環境の整備を積極的に推進してきています。

交通の面では、狭い町内に6系統ものバス路線が張り巡らされており、岐阜市中心部まで20分、名古屋市へも60分程度で到達することがで

民参加型のまちづくりを進めてきました。しかし現在は、高齢化や核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭等、支援が必要な方が増加していることから、今後は住民同士のつながりがより一層求められます。また、持続可能なまちづくりを行うっていくつうでは、これまでの施策方針を継承しつつ、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協働していくことが重要です。

そのため、住民と行政、住民同士のつながりをより強固なものとし、

ただし、残念ながら、全国的にも、東海エリアにおいても、今後、人口減少に向かっていく大きな流れは、避けようがない現実です。所詮、近隣市町の間で人口の獲得競争を繰り広げたとしても、結局のところ、地域全体としての経済の縮小や、地域コミュニティの衰退は免れません。大切なことは、そのような不都合な事実もしっかりと現実問題として受け止め、真に実現可能なまちづくり施策として反映させていくことです。最近、SNS上には、根拠も曖昧なまま、十分な検証もないままの、自分勝手な主義主張が溢れています。人間誰しも、不都合な情報からは目を背け、美辞麗句を並べがちですが、簡単に情報が手に入る今だからこそ、たとえ地味でも、地に足の着いた行政運営を心掛けていきたいと思っています。